

日に防災訓練想定されておりますが、そのときは避難所の訓練というのもちよっと想定しておりますので、そういったところで検証しながら進めていきたいと思っておりますが、ただ、あちらについては、まず統一的なものを一つつくって、あと、やはり避難所ごとというのか、小さいところで独自のものがありますので、個別のものを付記する形でつくっていききたいというふうに考えてございます。

○平 進介議長 8番、内谷邦彦議員。

○8番 内谷邦彦議員 9月、10月は台風が多く発生する時期になり、今までと違った状況になるということが十分に考えられます。市民を守る行動とはどういうことなのか、何が必要なのか早急に検討、判断し、実行に移すことが必要なんだろうと思います。マニュアルにある数字にこだわることなく、空振りを恐れずに対応していくことが重要なのではないかと個人的に考えております。今後とも防災に関しては十分な配慮をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

今泉春江議員の質問

○平 進介議長 次に、順位7番、議席番号14番、今泉春江議員。

(14番今泉春江議員登壇)

○14番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江でございます。

まず、質問に入る前にお話をさせていただきます。

8月20日に日本共産党衆議院議員、高橋千鶴子国土交通委員がフラワー長井線の視察調査のために長井市と山形鉄道株式会社を訪問しました。高橋議員は、赤湯駅から長井駅までフラワ

ー長井線に乘車し、長井市に入りました。建設中の市庁舎の説明を現場で受け、その後、長井市役所に移動しましたら、市役所玄関で、市長とともに大勢の職員が拍手でお迎えくださいました。その人数の多さに驚きましたが、大変心温まる歓迎を受けましたことにお礼を申し上げます。

高橋議員は、市長や地域づくり推進課、山形鉄道関係者などから経営の現状や地域交通の役割などを聞き取り調査をしました。コロナ禍の中、長時間にわたり対応いただきありがとうございました。高橋議員の地域住民の暮らしを守る、地域公共交通機関の課題解決に向けた取組に大きく期待し、歓迎いただいたことに感謝いたします。

それでは質問に入らせていただきます。私は、内谷市長に3つの質問と提案をいたします。

まず第1は、18歳までの医療費を無料化にすることです。これは6月議会で提案しましたが、市長は、財源を理由に無料化はできないと答弁されました。私は、改めて、次の理由により無料化を提案いたします。

一つ、コロナ禍の下で高校生を抱える家族は大変困っており、18歳までの医療費無料化は子供の健康と子育て家庭を助け、生きる希望となるからであります。

私の調査でも、公立高校生がいると、学費その他で1人2万5,000円がかかり、2人高校生がいれば、その倍、そのほか郊外に通学する場合は交通費がかかります。私学の場合はずっとかかります。その上、病気やけがをした場合は、3割の自己負担の医療費がかかります。保護者は、幼児のときと比べ、子育てが一番お金がかかるのが高校生だと話しています。だから、高校生のいる家庭は、コロナで日々生活が圧迫される中で、医療費だけでも無料化されれば、どんなにか助かると強く望んでいます。コロナは長期化します。この願いに真っ先に応えるべき

だと思えます。

次に、財源です。以前、長井市の場合、対象者の高校生は780人、無料化する財源は1,500万円弱と市の見積りの報告を受けておりました。市長は3月議会で、今回は国の臨時交付金が使えても、2年目からは全額負担しなくてはならないので、できないと答弁しました。しかし、国保のペナルティーがなくなった分やコロナで使用できない財源、国保基金などからも充てられます。

また、一般会計の歳出歳入の差引き残額を見ますと、平成30年度は4億7,700万円、令和元年度は差引き残額は4億1,300万円と見込まれています。市の財源は、市民の必要としているものに使うべきではありませんか。

次に、置賜では、無料化実施をしていないのは長井市と南陽市だけです。米沢市は今年度から無料となりました。18歳無料化は、置賜では常識になっており、それが当たり前になってきているのです。こうなった理由の根本は、国の補助があるなしもありますが、各自治体は、やはり高校生の医療費無料化が必要だと確認したことにあると思えます。高校生やその保護者に不公平を与えてはなりません。

以上、3点から、早急に18歳までの医療費を無料化するよう強く提案します。

第2の質問です。新生児お祝い品贈答事業、元のベビーボックス問題です。私は、3月議会でもこの問題の全容を解明するよう求めました。

この問題の核心は、当時のベビーボックスに偽のスプーンを入れた当事者、NPO法人 a L k u の代表者佐藤亜紀氏が事件後、行方が分からなくなって、全容が解明されないことです。

この事案は全国から評価され、市民も誇りに思っていたベビーボックスに偽のスプーンを入れ、この事業の価値を失墜させ、市と市民の誇りを傷つけたことにあります。それなのに本人が雲隠れし、全容が解明されないままになって

いることです。事件を起こした本人が行方不明だからと、これをうやむやにすることは、市と市民の恥であり、絶対許すことはできません。

そこで、4点について伺います。

一つ、市は、その後、本人の行方を明らかにする努力をしましたか。どんな努力をしたか、具体的に示してください。

二つ、今後本人から事情を聴き、全容を解明するため、どんな対策を取るつもりですか。

3、NPO法人 a L k u の役員として、市の職員が監事をしていますが、地方自治体の職員は専念義務があります。市長はこれを認めたのでしょうか。この前は知らなかったと答弁されましたが、知らなかったでは済まされない責任があります。

市民は、この問題を忘れてはいません。地方自治体として、いつまでも未解決にしておくことは、市民本位の市政とはいえません。市があらゆる努力をして解明すべきと思いますが、市長の決意を含め、答弁を求めます。

第3の質問です。第3は、受動喫煙防止についてです。

2018年7月に国による健康増進法の一部を改正する法律が制定されました。同年12月に山形県受動喫煙防止条例が制定されました。今までの受動喫煙を防止するための取組がマナーからルールへと変わり、多くの施設が原則屋内禁煙となり、義務違反には罰則が適用されることになりました。

2020年4月からは、商業施設、事務所、飲食店なども屋内禁煙となりました。飲食店などは特例措置もあり、喫煙を選択することもできますが、これらの条例は受動喫煙を防止するための制度です。

受動喫煙は、肺がん、脳卒中、ぜんそく、心筋梗塞、早産など、多くの病気へ影響を及ぼしています。たばこの煙には、有害な発がん性や人体に有害な化学物質が含まれています。空気

清浄機でも有害物質を取り除くことはできず、また喫煙者の吐く息にも有害物質が含まれるため、受動喫煙を防ぐことはできないと保健所は報告しています。

さらに、受動喫煙による年間死亡推計値は、肺がんや脳卒中などで全国では1万5,000人に上ると報告されています。

受動喫煙は大きな問題となっています。そこで、長井市の取組はどうなっているかお聞きします。

一つ、まず、長井市の学校、医療機関、児童福祉施設等は敷地内禁煙です。市庁舎などは、必要な条件を満たした野外の喫煙所の設置が可能ですが、原則屋内は禁煙です。これらの禁煙はしっかり守られていますか。特に市庁舎での屋内禁煙はしっかり守られていますか、お答えください。

間もなく新市庁舎が完成しますが、ここでの受動喫煙防止の対策はどうなさいますか、お聞きします。

3、公共施設以外の一般の会社や事務所、飲食店など、様々なところで受動喫煙防止の対策に取り組んでいます。この受動喫煙防止の取組をさらに市民に広げるために、どのような対策をなさるのかお聞きします。

以上、3点について、壇上からの質問といたします。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今泉春江議員の3つのご質問、ご提言にお答えを申し上げます。

まず最初に、今泉議員からもございましたように、8月の下旬に日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員にお越しいただきまして、大変厳しい山形鉄道株式会社の経営について、いろいろご理解をいただき、今後こういったローカル鉄道を地域住民、とりわけ高校生の足として、これは必要だということを改めてご確認いただいて、国土交通省のほうに予算等々、いろいろしっか

りと要望しますということで言っていただきました。誠にありがとうございます。

それでは、ご質問いただきました3点。まず最初は、18歳までの医療費の無料化をということで、議員からは3点ほどご意見をいただきながら無料化の実現をご提言いただきました。

議員おっしゃるように、高校生のお子さんのいるご家庭でお金がかかるということは、私ももちろん長井市のほうでも承知しているわけですが、今回のコロナ禍により生活が圧迫されるという事情も十分承知しているところです。

財源について、以前も申し上げましたけれども、今泉議員から提案ありました国保の基金については、国民健康保険の被保険者のためのものをごさいますして、国保以外の被保険者が使えるものではないということが原則でございますので、これはご理解いただきたいというふうに思います。

また、繰越金のお話もございましたけれども、高校生医療費の無料化は、実現すれば、その後もずっと、これ続けなければいけないわけでございますので、今回改めて試算しましたら、毎年1,600万円の恒常的な財源の確保が必要となるということでございますし、議員からありましたように、置賜では常識になっているということでございますけれども、いわゆるゼロ歳児から中学3年生までは、私どもいち早く無料化を進めました。そのときも私ども、県内13市の市長といろいろ話題になったんですけれども、意見交換しましたけれども、本来は、こういったものは国でしっかりすべきだと。これは医療費だけではありません、これから、今泉議員も多分またいろいろ提言いただけたらと思うんですが、学校給食、こちらについても無償化しなきゃいけないということで、現にもう山形県では、無償化を進めてるところが出てまいりました。

あと、私どもも3年ほど前からいろいろ取り

組んでまいりましたけども、ワクチンとか予防接種等々、あるいは健診について、これは幼児や小中学生、高校生だけではなく、本来であれば高齢者の方なども、これは無償化すべきだと思ってます。私どもできるだけ半額補助だったり、今まで1,000円補助を1,500円にかさ上げしたりとか、いろいろやっておりますが、今回、昨年の10月から3歳以上の保育料が無償化になったように、本来国がすべきだということであり、我々市町村間で競争し合って、何でおまえんところしないんだっていうふうに市民から言われるっていうのは、私どもとしては非常に残念です。やはり、私どももこれはしなきゃいけないと、したいと。

ところが、これから申し上げますけれども、私どもの場合は、なかなか財政再建等々の課題もあって、子育てのためのハード施設が整備されておりました。現在行っているのは学校給食共同調理場であり、あるいは昨年、今年もそうですが、待機児童を、4月の1日時点ではゼロでございますが、やはり夏ぐらいになりますと、赤ちゃんを預けたくても、幼児を預けたくても預かってもらえる施設、定員が足りないということがございました。保育士の確保もありますけれども、そこを昨年は3つの保育園、認定こども園等々頑張っていたいただきました。今年も認定こども園ということで、それは市のほうから、国の補助を使いながら、しっかりと補助を出しながら、こういったこともやってるわけですね。あわせて、ずっと子育て世帯から要望のありました子供の屋内の遊戯施設、また多機能型図書館、子供のキッズ図書館も含めて、こういったことを今やってるさなかだということで、財源が厳しいということでもあります。

なお、これは議員おっしゃるように、35の市町村の中で、実施しているのは22市町村、もうやってます、去年、今年で随分進んだと思えます。

ただ、13市においては5市でございます。これは、議員もご承知のとおり、県内の町や村については、過疎自治体が非常に多いと。過疎自治体につきましては、いわゆる特別な措置として、まず7割を国から支援いただけると、そのメニューの中にこういった医療費などのソフト事業も入っているんですね。したがって、財源がすぐに確保できるということであり、ちょっと我々とは違うと。ただし、議員おっしゃることはごもっともですんで、今後無償化について、一生懸命頑張りたいと思っておりますが、なお、高校生の医療費無償化、無料化については、子育て世帯の負担軽減のためにも実施に向けて検討しておりますが、先ほど言いましたように、今は待機児童解消、あるいは保育所、認定こども園の整備、児童センターへの給食の提供の学校給食共同調理場の整備、子育て世帯から要望の高い屋内遊戯施設など、これまで不足しているハード面の整備を図り、まずは小さなお子さんを持つ子育て世帯に重点を置いた施策を優先させていただいております。高校生医療費の無償化、無料化は、恒常的な財源確保のめどがつけば、今すぐにでも実施したいと考えておりますので、来年度の当初に向けて、何とかこの部分で財源を捻出したいという考えもございまして、引き続き検討してまいりたいと思えます。

続きまして、2点目のベビーボックス問題の全容説明を求めるということについて、4点ほどいただきました。

まず最初は、鍵となる行方不明のNPO法人 a L k u 代表を探すため、どのような努力をしたかということでございますが、まず、本事業を実施するに至りました経緯とNPO法人 a L k u から購入することになった経過、経緯について、改めてご説明させていただきます。

平成27年9月に策定した長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、長井市の地方創

生として、教育、子育てを柱に、人の循環や交流を強化していくという方針に基づいてこれを行ったものでございます。特に総合戦略の基本目標1、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるでは、子育て世帯や子供たち自身が魅力を感じることができるような施策を講じることとしておりました。

一方で、平成26年度から取り組んできたながいシティプロモーション事業では、平成27年度に市をプロモーションしていく際のコンセプトとして、水をテーマとするとともに、豊かな水と市の将来につながる子育てを結び、魅力ある豊かな暮らしを示すキャッチコピー、天然水100%の子育てライフ ながいを作成いたしました。この天然水100%の子育てライフ ながいを具体化する事業として、本事業の実施を検討したものです。

本事業は、その当時、地域おこし協力隊として、最初から長井市に定住するという事で、ひとり親であった a L k u の代表であります佐藤亜紀氏が2人のお子さんを連れて長井市に移住されて、地域おこし協力隊として頑張っていたいておりました。その亜紀隊員の発案によるもので、長井市の暮らしやすさや子育て環境を子育て世帯に広くアピールする手段として、フィンランドが実施している子育てに関する一貫した支援制度及びその事業の一つである育児用品の配布に着想を得たものでございます。本事業は、長井市の地方創生の柱、教育、子育てにも合致することから、平成29年度からの事業実施に向けて進めてきました。

また、その頃国では、子育て世代包括支援センターの整備・拡充を進めており、切れ目のない子育て支援の一環として位置づけられるべき政策であることから、全国でも有数の子育て支援のまちとして施策を展開していくという決意の表れとして、先駆けて実施してきたものです。開始時には報道各社で大きく取り上げていただ

きました。その後、全国の市町村から事業目的や経過、進め方などについて問合せの電話をいただくなど、反響は大変大きかったと感じています。

また、多くの地域で出生時にギフトを贈呈する同様の事業がなされてきていることから、お父さん、お母さんに支持される取組であると考えておまして、事業としては、昨年度からすすく子育て応援ギフト贈呈事業として、継続して行っているところです。具体的に贈呈する育児用品は、ご家族が欲しいものではなくて、長井市に生まれたお子さんに持ってほしいもの、地場産品や独自の商品をとという発案で、市内企業、職人、市民の協力で企画、製作を行い、NPO法人 a L k u が一つの箱にまとめて販売したものです。長井市は、子育て支援を市政の重点戦略の一つとして上げております。少子化が課題となっている中で、この事業は、子育て世帯が子育てに魅力を感じ、長井市の子育て環境への満足度を高めるきっかけになるものと思っております。

ところが、これは今泉議員からもありましたように、平成31年3月に、本来入っているべき、指定した漆のスプーンとは違うスプーンが入っていたことが判明したものです。詳しい経過及び対応を時系列で申し上げますと、平成31年3月11日に、スプーン納入業者から、漆のスプーンではないとのご指摘を受けました。そのことを確認すべく、NPO法人 a L k u 佐藤代表に面談したところ、京都の老舗のスプーンを入れたとのことでした。

3月17日、NPO法人 a L k u 佐藤代表から、平成31年度の契約はしないとメールでの連絡がありました。NPO法人 a L k u 佐藤代表に電話やメール、自宅へ訪問いたしました。コンタクトが取れない状況が続きました。そして、ようやく4月9日にNPO法人 a L k u 佐藤代表と面談し、NPO法人 a L k u 佐藤代表本人

からスプーンの交換を希望する意向があったものです。

5月16日に、当初150個購入契約を40個分減額するための変更契約をし、a L k uへの差額の返納を求めました。同時に、スプーン納入業者からは、市が直接購入することで、スプーンの納品を了承いただきました。

5月20日から贈呈者への電話や文書を持参し、スプーンを回収、交換などの調査を開始しました。

5月24日、変更契約し、差額分21万6,000円を返金してもらい、直接40セットのスプーンを購入しました。5月24日から、正規品でない場合には交換作業を行いました。

7月10日、報道機関への説明の時点では、8件連絡が取れない状況でしたが、結果としましては、全ての贈答品に関し、調査、交換を実施し、対象商品の贈呈者全144件、非正規品、これは、交換が必要なものは49件でありました。

このような事案が発生した際に、まず行政として考えなければならないことは、市民の皆様の不利益にならないようにするという1点でしたので、平成30年度に漆塗りのスプーンを贈呈した世帯全てを確認し、正規品と交換いたしました。そして、その費用については、契約者であるNPO法人a L k uが費用弁償を行ったことで、市の損害はない状況となっております。

NPO法人a L k u佐藤代表の親御さんからも謝罪をいただきまして、ご家族含めて社会的な制裁は十分受けていると思いますので、長井警察署と相談いたしました。警察署の判断も刑事事件としては、これは事件にはならないということで、告訴はできないと判断をいたしましたところでございますし、当然顧問弁護士にも相談しながら、やはり私どもの名誉も挽回しなきゃいけないということで、告訴も検討したのですが、告訴にできる案件ではないという弁護士の判断もございました。

繰り返しになりますが、NPO法人a L k u側から返済をいただき、現在、市に対する損害はない状況でございます。

市としての今後の見解、現在の見解、方針でございますが、令和2年3月定例会一般質問で申し上げておりますが、検品につきましても、私どもにも納品されたベビーボックスの内容物を、包装あるものは、その都度全て包装を開けて検品しなかったということもあり、私どもの検品の仕方も反省すべき点はございます。

しかし、本来は私どもに、品物を変える場合は事前協議をしなきゃいけないという契約でございましたので、それを行わずに異なるものを入れていたNPO法人a L k uの責任であり、それを一つでも違うものが入っていたら市の責任であるというのは、私ども行政と物品納入契約者との契約書は、私どもに過失はないと考えているところでございます。

なお、その責任に対しましては、ご家族、その佐藤亜紀さんの保護者の皆様、また理事の皆様からきちんと謝罪をいただきましたし、あと私どもも、ベビーボックスをお送りして、違ったものが入っていた保護者の皆様には丁寧におわびをして、ご了承いただいているところでございます。

なお、市とa L k uの間で締結した物品納入契約につきましては、一時的にa L k u側の債務不履行または不完全履行の状況であったものですが、その後の市及びNPO法人a L k u関係者の補正行為により、結果として契約の目的は達成しているものと認識しております。

したがいまして、基本的にNPO法人a L k u代表佐藤氏個人の所在確認は、当該物件購入契約そのものではなく、NPO法人a L k uとスプーン納入業者の間の取引問題の解決に資するものと思われまますので、取引の当事者による対応が原則であると考えております。市といたしましては、可能であれば、NPO法人a L k

u代表理事佐藤氏個人からは、これまでの経過を踏まえ、現在の事態に至った事情等について、説明をいただきたいと考えております。

本事業については、すくすく子育て応援ギフトとして事業を継続しております。本事業の目的である子育て世帯が魅力を感じ、長井市の子育て環境への満足度を高めるきっかけになるものと思っておりますし、市内の事業者から商品ということで地域産業の振興に寄与するものですので、今後もこの事業を継続することにより、安心して子供を産み育て、子供が健やかに成長できるまちの具現化を目指してまいります。

市としては、信頼を裏切られ、大変残念に思っております。なぜこのような事態になったのか説明を求めるべく、この事案の原因となったNPO法人a L k u代表理事佐藤氏への連絡を試みておりますが、連絡が取れない状況が続いているところです。具体的には、担当課である子育て推進課において、NPO法人a L k u佐藤亜紀代表本人の携帯電話やご家族に確認の電話を本年度も行ってまいります。結果としては、本人の携帯電話はつながらず、ご家族からの聞き取りでは、本人との連絡がついていない状況が続いていると聞いていますし、連絡があれば、長井市にご連絡いただきたい旨の話はしているところです。

また、令和2年3月定例会の一般質問において、今泉議員がおっしゃっている弁護士への依頼についてですが、顧問弁護士に確認いたしましたところ、職務上必要であれば、相手の戸籍を取得できる職務上請求等が可能と伺っておりますが、これはあくまでも法律問題の受任、いわゆる損害賠償等の事件等の法的な解決が必要であることを前提としておりますので、法律問題が絡まない、特異行方不明者や一般家出人などの調査は行えないことになっているということでございました。

相続等に必要な情報は、弁護士に依頼し、解

決できることもあると思いますが、このたびの場合は、法的な事件には当てはまらないという点で、依頼は不可能であると考えます。

また、例えば、もしも探偵事務所等に依頼した場合ですが、150万円程度かかる場合もあり、市民の皆様の税金を使つての捜索は、適切とは到底考えられません。これまで同様にご家族へ継続して確認してまいりたいと思います。

全容解明をするための今後の対策はということですが、繰り返しになりますが、a L k uからの返済をいただき、現在、市に対する損害はございません。また、真相究明という点においては、NPO法人a L k u佐藤亜紀代表本人からの聞き取りを行うしかないというふうに思います。

続きまして、3番目のNPO法人a L k uの役員となっている市職員の職務専念義務についてでございますが、NPO法人a L k uでは、議員ご指摘のとおり、役員の一員として市職員がついており、監事を担ってまいりました。

当該職員は、佐藤亜紀さんが本市の地域おこし協力隊に着任した平成27年には総合政策課の職員として、シティプロモーションや総合戦略の策定を担当してまいりました。同年9月に長井市総合戦略の柱が教育と子育てに決まり、ちょうど同じ頃、佐藤亜紀さんがフィンランドにおいて、80年ほど前から寝具や衣類、衛生用品、玩具などを納めた箱を政府から妊婦に対して提供されているという事例を参考に、新生児誕生のご家庭へ育児用品を贈るベビーボックス事業を発案し、総合戦略の柱である子育ての視点とシティプロモーションの視点で地場産品による子育て用品の開発も含めた事業化に向けて検討を始めました。

平成28年に入り、このベビーボックス事業を佐藤亜紀さんが受託するためNPO法人を立ち上げることになり、それまでの準備業務に総合戦略の担当として関わってきた当該職員がNP

○法人 a L k u の役員で会計監査を担当する監事として加わることになりました。

N P O 法人 a L k u に当該職員が関わるようになった経緯は、以上のようなものでございます。なお、平成28年4月には、当該職員は公共施設整備課に異動しておりますことを申し添えます。

この監事という職の業務は、年に一度、前年度の会計の監査を行うもので、その業務自体は1時間程度の業務量とのことです。このような経緯や事実を基にいただきました質問の職務専任義務に関して答弁させていただきたいと思っております。

地方公務員法第38条の規定では、職員が任命権者の許可なく企業役員に就任したり、報酬を得て事業に従事することを禁じております。本件に関しましては、就任先がN P O 法人でありまして、営利企業に該当せず、また無報酬であるため、職員が役員に就任するに当たっては、任命権者への届出や許可は必要ありません。

また、同じく地方公務員法第35条の規定により、職員は、勤務時間において職務に専念する義務を負いますが、勤務時間外や条例に基づき有給休暇等を取得した場合等には、この義務が免除されることとなります。この職務に専念する義務については、本件における当該職員の業務の実態を照らし合わせてみますと、当該職員が担っていた監事については、業務量としては、さきに述べたとおり、ごく僅かな時間で済むものであり、そもそも職務に専念すべき公務の時間内において、当該N P O 法人の業務に携わっていたという事実はなく、職務に専念する義務に違反するものではございませんので、市長として責任が問われるような問題はありません。

ところで、N P O 法人などの業務に従事することについて、最近の兼業に関する動向として、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についてという総務省の資料によりますと、次のよう

に分析しております。

多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、民間労働政策において、兼業や副業が促進されていると。地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外で活動することが期待されるようになってきているというものでございます。

また、総務省では、地方公務員の社会貢献活動が積極的に行われることに向けて、地方公共団体における兼業に関する先進的な取組事例等について、実態調査を昨年度実施しており、全国の様々な事例が紹介されています。その一つに県内の新庄市の事例がありまして、同市の主任級の職員が補助金に頼らない商店街活性化に取り組もうと、地元N P O アンプの理事長として、商店街活性化の活動に従事している例が紹介されています。

活動時間は年50回程度で、週休日、年次休暇等を利用し、報酬は月間3万円程度のような活動成果としまして、商店街全体を100円ショップに見立てるイベント、100円商店街を企画、開催し、その後、全国の商店街に波及してるといことです。公務へのフィードバックといたしまして、地域活性化や中心市街地商業活性化のアドバイザーとして全国各地を講演でめぐっているため、各地の担当者や地元住民とコミュニケーションを図ることで得られた知識や経験が公務遂行に役立っているといことです。

本件におけるN P O 法人の監事職の兼職は、さきに述べましたとおり、報酬はなく、届出等の必要性もないことから、違法性や任命責任等は一切ございません。さらに、当該N P O 法人の業務を公務時間に行った事実はなく、職務専念義務で違反することはありません。

そもそも公務とのすみ分けをし、一定の制約や届出を必要としながらの兼業は、地方公務員にも認められている制度であり、ただいま紹介しました総務省における調査での事例のように、

NPO法人業務を通して地域の社会活動に関わっていくことは、そこで得た経験が公務遂行にも役立っていることとして高く評価されているところです。本件のような場合も、公務での関わりをきっかけとして、NPO法人の活動への協力に至ったわけですので、むしろ評価すべきことと捉えております。

最後に、全容解明について、市長の決意ということでございますが、令和元年12月議会の今泉議員の一般質問において答弁させていただいておりますとおり、この案件が発生した原因については、臆測で申し上げるのは適当ではないと思いますので、NPO法人 a L k u 佐藤代表本人に直接聞き取りしなければ、本当の原因は分かりません。今後も引き続き本人やご家族への電話を継続していくしかないと考えます。

しかしながら、繰り返しになりますけれども、市と a L k u との間での締結した物品購入契約につきましても、目的が達成しているものと認識しておりますので、NPO法人 a L k u 代表理事佐藤氏には、どのような原因でこのような事態に至ったのか等の事情を説明いただくための所在確認であると考えております。

なお、県の担当者からの聞き取りでございますが、NPO法人 a L k u につきましても、令和2年7月16日に破産開始手続が開始されたようでございます。そして、予定ですと令和2年10月に山形地方裁判所米沢支部で破産状況報告集会、廃止意見聴取等が行われ、清算終了後、これは法人抹消登録の完了ということで、清算終了届を出し、完全に法人が消滅することになり、現在のところ、清算終了は11月から12月頃の見込みと伺っているところでございます。大変長くなりました。

続きまして、3点目でございますが、受動喫煙防止についてお答え申し上げます。

まず最初に、市庁舎の屋内禁煙は守られているかということでございますが、平成30年7月、

健康増進法の一部を改正する法律の施行により、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は第一種施設に分類されまして、原則敷地内禁煙となりました。

長井市では、このたびの改正以前から、市庁舎については原則屋内禁煙とし、受動喫煙防止するための取組を実践しております。屋内禁煙の取組を始めた頃は、庁舎に隣接した区画に喫煙所を設け、特に混乱なく分煙が実施されたものと捉えております。

改正法においては、第一種施設の屋外の一部の場所に特定屋外喫煙場所を設置することが可能とされており、本庁舎では、建物から離れた場所に、必要な措置を講じた上で喫煙所を設置しております。庁舎内では、特に禁煙の表示等をするまでもなく、喫煙しないという意識が職員はもちろん来庁者にも浸透しており、屋内禁煙は守られていると認識しております。

続きまして、2点目の新庁舎での受動喫煙防止対策はということでございますが、現在建設中の新庁舎につきましても今年度末の完成、来年度初めの移転を予定しておりまして、市民の皆様にも快適で利用しやすい市役所を目指してるところでございます。市役所のような行政機関の庁舎は、さきの答弁にもありましたとおり、第一種施設として敷地内禁煙とされております。ただし、第一種施設であっても、仮に権限者が必要と認めた場合で、望まない受動喫煙がないように配慮し、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができることも定めております。

この必要な措置とは、まず1点目が、喫煙することができる場所が区画されていること、2点目が、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、3点目は、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することでございます。新庁舎は、市役所だけでなく駅も併設し、来庁者だけでなく、駅の利用者も

含めた中で、喫煙者も相当数想定されることから、これら必要な措置を施した上での喫煙所の設置を考えながら、受動喫煙の防止に取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、市民への受動喫煙対策はでございますが、平成28年2月に長井市公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針を定めまして、法律の施行に合わせ、行政機関の敷地内禁煙に取り組んでまいりました。第一種施設である市役所や学校、医療機関等は、今年の7月1日から原則敷地内禁煙のルールがスタートし、今年の4月1日から改正健康増進法が全面施行となり、第二種施設である飲食店やオフィス、事業所などのおおむね2人以上が集まることのできる施設は原則屋内禁煙となり、併せて、喫煙する場所は周囲の状況への配慮義務が課されたところです。本市においても長井商工会議所などと連携して、法改正の趣旨の周知にも取り組んでまいりました。市内の飲食店、事業者等においても、法の趣旨にのっとり、施設内禁煙や基準を満たした喫煙室の整備、また禁煙や喫煙室等の標識表示を行っていただいたところでございます。

これまでの市の取組といたしましては、平成24年から28年度にかけて、喫煙が及ぼす健康被害についての知識、普及、啓蒙や受動喫煙防止のため、ミニデイサービスや事業所等の希望する団体に禁煙相談や禁煙教室を開催し、禁煙教材の貸出し等も行ったところでございます。また、市内事業所を訪問し、受動喫煙対策のアンケート調査を行うとともに、企業の担当者、一般市民を対象に、受動喫煙の知見と予防策の講演会を実施するなど、様々取り組んでまいりました。

また、未成年者の喫煙と受動喫煙防止対策としましては、保育所や小中・高の学校において、紙芝居やリーフレットを活用し、喫煙防止教室を実施しております。屋外で開催される市のイ

ベント、これは黒獅子まつり、水まつり、花火大会等々でございますが、この喫煙所についても、今後は工夫を凝らして、受動喫煙に十分配慮した喫煙所にしてまいりたいと考えています。民間主催による屋外の各種イベントについても、主催者に同様の取組を求めていきたいと考えております。

市民の皆様には、市報等により受動喫煙の有害性をお知らせしてきたところですが、今後は置賜保健所等の関係機関とも連携を図りながら、リーフレットやラジオ等も活用し、これまで以上に有害性の周知並びに受動喫煙防止の啓蒙を図ってまいりたいと思います。

○平 進介議長 14番、今泉春江議員。

○14番 今泉春江議員 まず、時間もございませんので、再質問にすぐ入らせていただきます。

18歳までの医療費無料化です。先ほど市長の答弁の中にも、来年度財源を捻出したいというような答弁をいただいたと思います。ぜひ今、このコロナ禍の中で、本当に保護者はもう大変な思いをしております。もう本当にどうしたらいいのか、秋までもつのか、冬までもつのかなんていうような商売の方は言ってらっしゃる方もたくさんおります。こういうときだからこそ、本当にこの18歳までの医療費の無料化は必要だと強く思っております。

そして、財源が問題だと市長はおっしゃいますので、年間の予算に照らし、無料化はどのぐらいかかるのかなということ、このたび1,600万円とおっしゃいましたけど、今までは1,500万円弱などという答弁をいただいておりますので、その金額で計算しますと今年度の予算、207億5,600万円の中の1,500万円というのは1%にも満たない、0.7%という、こういうような金額ですよ。ですから、財源がないということではなく、本当に前向きにこのことに取り組んでいただきたいと強く思っております。来年の財源捻出に大きく期待し、実現を強

く要望いたします。

次、ベビーボックスに参ります。市長は、前回もそうですが、NPO法人の佐藤代表がいなくてこの事件の全容説明はできないということを今回も前回もおっしゃいました。本人は、事件が明るみになって1年半近くもなりますが、今も何も連絡が取れないなどということは、大変悪質だと言わざるを得ません。私は、これは市と市民に対して本当に失礼なこと、泥を塗った事件ではなかったかと思っております。市民は、この事件、時効を待っているのかというような話をする方もいます。これは詐欺罪ではありませんでしょうか、市長、いかがでしょうか、そこのお考えは。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、私ども、私個人としても、これは詐欺ですよ、契約違反ですから。

ただ、それが言い分をお聞きしますと、分からないですよ、漆のほうを納入いただいていた方から、ちょっと納入できないということから、自分の判断で違うのも入れたって言うんですよ。でも、それが悪質だったら詐欺ですよ。私どもに連絡いただいてませんので、その場合は契約変更しなきゃいけないはずなんですけども、それをしているじゃないから、私としては、これは刑事事件になるんじゃないかと。また、その交換の費用もその時点では納入されておりませんでしたので、それで弁護士、顧問弁護士に相談したり、あと警察にも相談しました。

ただ、その後、本人はずっと行方不明になってしまったんですが、理事の中の人たちで、それは費用弁償をちゃんとしようということで、お金のほうの損害はゼロになったんです。その時点で、もう契約は打ち切りますけども、そういう制裁ですよ。それで、私どもは実損ないということになりました。そうしますと、事

件性はなくなってくるということなんですね。

ただし、私も納得はいかないです。どうだったんですかっていうことですね。ですから、先ほど申し上げましたように、それは納入業者の方とその代表との関係もよく分からないんですよ。納入業者の方は、ご本人じゃなくて、今度ご本人がお勤めになったからってということかどうかわかりませんが、違う方が今度、その漆の納入業者さんの代表ですから、その当時の本人じゃないわけですよ。ですから、これも分からない。そういう意味では私としても非常に不満ですが、かといって、じゃあ公費でそれを調査したりする根拠があるかっていうと、刑事事件にもならない、損害賠償もない。ならば、これはできない。やろうとしたら、私個人なわけですね。でも、個人でそんなことをやるケースじゃないなと思っているところがございます。

○平 進介議長 14番、今泉春江議員。

○14番 今泉春江議員 先ほどの答弁も今の答弁も、弁護士にも相談した、警察にも相談したというお話でしたけれども、私も弁護士に聞きました。これは市の事業であって、市の事業を毀損した、だましたとね、はっきり言えばだました。これは詐欺罪で刑事告発すべきですと、本人の居場所が分からないということであれば、警察に刑事告発すれば、警察が探しますと。そして、実際に代金や何かも最終的には家族からというか、親族からとか、そういう方から支払われましたので、事実損害賠償というような金額は発生してありませんが、それは問題じゃないと、この事件そのものが詐欺罪として刑事告発をするべきだと。市として、これは当然だと、そういうふうに弁護士さんがおっしゃってました。

詐欺罪の時効というのは7年です。このまま放って7年も本人が出てこない、何も本人の口からこの事件の全容説明ができなければ、

いつまでもこれを引きずっていることになりま
す。このような事件には断固として市が対応し
なければ、不正はなくならないと思います。全
容解明をしたいと思いますが、市長、いかがで
しょうか。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほども申し上げましたけれど
も、今泉議員がおっしゃるようなやり方もある
かもしれません。警察が受理するかどうかは別
として、やはり事件として届けて、刑事事件に
してほしいと。それでどうするかは、警察ある
いは検察で判断するかどうかは分かりませんけ
れども。

ただ、私どもとしては、もうその事業は a L
k u じゃなくて、別の事業として進めてるんで
すよね。私どもとしては、目的が、佐藤さんを
許せないというよりもね、残念だっという思い
なんですよ。

もともと昨日の鈴木富美子議員の一般質問で
もあったんですけれども、地域おこし協力隊で、
祖母が隣の町のご出身だということで、とにかく
この長井というところで子育てしたいという
ことで地域おこし協力隊を市がいただいて、3
年間働いていただいたわけなんです。その思
いも大切にしたいですし、ただ、どこからか変
わってしまったと。これは分かりません、ご本
人と私そんなに面識があるわけじゃありません
ので。

したがって、今回私は、弁護士も警察も無理
だといったところをゴリ押しするよりは、いず
れそういう真相解明をしたいところではありま
すけれども、むしろ、子育てということにつ
いて、また違ったその施策も充実させたいわけ
ですし、そのベビーボックス、改めて今度は子
育て応援ギフトにしていますけれども、それに、例
えば3歳児になったら、少しでも、多少でもその
保護者が買えるような商品券を贈ったりとか、
小学校に入ったときに何か贈ったりとか、そう

いうこともやりたいわけなんです。ところが、
そこにずっとかかっていたら、この事業そのもの
がおかしくなると。

ですから、私はむしろ求めるのは、納入業者
さんが何で市に言ってくるんだと、あなたがや
ってくればいいんじゃないですかというのが
私の率直な意見であります。

○平 進介議長 14番、今泉春江議員。

○14番 今泉春江議員 本当に謎ですね、ミス
テリーですね、本人がいないとね、原因も責任
も分からないということで、やはりこれはご本
人に出てきていただいて、しっかりとそこは説
明をして、市民と市に謝罪をすべきだと思いま
す。

実際、今、私は刑事事件、告発すべきだと言
いましたけれども、それも一つの方法ですけども、
子供さんもいらっしゃいますよね、子供さんは
ちゃんと転出していきました。子供を置いてい
ったときに児童相談所の扱いになりました。そ
ういうことも含めて、市として追跡するという
必要性もあるんじゃないでしょうか。保護者で
すから、お聞きすれば、そういうことは分かる
んじゃないでしょうか。私たち個人はそんなこ
とを追跡できませんけれども、市としてはそのこ
とをできるんじゃないですか、できないんです
か。

だから、子供さん自身のその今の置かれてい
る状況なども心配するというので、市もやは
りそのところは対応していただきたいと強く
思います。やはりこれは、ご本人の口からし
っかりところの事件の全容解明をしていただか
ないと、解決はできないと思います。

終わります。

○平 進介議長 ここで、昼食のため暫時休憩い
たします。再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩